

第3回 千葉県食品等安全・安心協議会基本方針検討作業部会（概要）

- I 日 時 平成18年11月27日（月）午後2時から3時50分
II 場 所 千葉県教育会館 6階 604 会議室
III 出席者 北村部会長、丸山委員、文入委員、鵜澤委員、米井委員、
田中（薫）委員、板倉委員

IV 内 容

議 事

- (1) 食品等の安全・安心の確保に関する基本方針について
(2) その他

V 会議要旨

- 当作業部会の公開について
・傍聴者なし

議 事

- (1) 食品等の安全・安心の確保に関する基本方針について

《第2回議事概要について》

◇資料に基づき、部会長から前回の議事概要について説明。

◇追加意見等

○米井委員

- ・議事録は、概要ということでうまく整理されているのではないかと思います。
- ・資料1の基本方針も、今回の参考資料に基づいて、不足分を補っている、また、骨格は、それが反映されているということで、私自身は結構ではないかと思う。

○文入委員

- ・全体を考えると、食中毒ということについて、O157が発生したときでさえも、消費者のアンケートをとると、「化学物質が不安」という答えが多く、視点がずれているという指摘があったことがある。
- ・食中毒などの衛生面は、今回の基本方針のどこに入るのか。「生産から消費までの総合的な食品の監視・指導、検査体制」に入るのか。
- ・遺伝子組換え（GM）食品に対する監視・指導の実施について、一つの項目となり、良かったと思う。ここには、検査という言葉を入れるのは難しいのか。その上には「食の安全に対する検査体制」があるが、GM食品に対しては、監視・指導にとどまるということか。

○北村部会長

- ・化学物質については、前回、リスクコミュニケーションの中で対応していくということが一つの方法ではないかという議論であった。

○事務局

- ・食中毒に関しては、資料2の5ページ 2「(2) 監視・指導の強化」、(3) 県内に流通

する食品の安全性の確保」で、検査あるいは施設監視等を行って、食中毒の防止や化学物質、細菌の検査を実施していくこととしている。

- ・GMに関しては、6 ページ(6)の中で、「…検査し、」とあるように、検査の実施とともに、監視・指導している。

○板倉委員

- ・専門的なので難しい面もあった。
- ・情報を分かりやすく消費者に伝えていただければと思う。
- ・知り合いの中には、誤った情報を得ている人がいる。
- ・安全なものを安心して食べられない人と、安全でないものを安心と思って食べてしまう人がいる。
- ・県で配布されるリーフレットなどは、保健所でしか見たことがないので、主婦が出入りするスーパーなど、目が届く場所に置いてもらいたい。

○北村部会長

- ・前回は情報ということがキーワードであった。

○田中委員

- ・情報というのは、伝わるのがなかなか難しいと思うが、県の方の指導で、こういうものを情報発信してほしいという部分があれば、こちらからも情報の発信ができると思う。

○米井委員

- ・確かに、情報の伝達の方法、場所については、非常に難しい所がある。
- ・食品衛生の業界では、食中毒に関する情報は流れてくるが、食品に起因しない感染症などの情報はなかなか伝わりにくい面がある。

○鶴澤委員

- ・3 ページの消費者の役割（本基本方針策定の目的）は、生産・流通を通じて消費者の保護を目的とすることだと理解している。必要な情報を速やかに分かりやすく消費者に提供し、理解を得ることが重要であり、消費者に対しては知識の習得や施策への協力に努めるという表現でなく、消費者本位の表現にした方が理解を得られやすいのではないか。

○北村部会長

- ・消費者の求める情報と行政の提供する情報にずれがあるということが言えるのではないか。

○板倉委員

- ・行政の情報は、専門的なものが多く、主婦にはわかりにくい。

○文入委員

- ・3 ページの消費者の役割は、行政側が作ったような文章になっているので、文章表現を変えてみてはどうか。

○板倉委員

- ・新聞は、見出しをみて読もうと思うが、行政からの文書は、きっと難しいのではない

かというイメージが強い。

○北村部会長

- ・間違いがないように表現すると、難しい表現になりがちである。
- ・これは千葉県の基本方針であるが、県庁の基本方針のようになっているということか。

○鶴澤委員

- ・基本方針の位置づけを再度確認したい。

○北村部会長

- ・県民の声を聞いた上での行政の指針であり、県民が納得する条例の運営をするためのものではないか。

○丸山委員

- ・消費者の役割があるということについては、自覚していかななくてはいけないとは思っている。
- ・施策に協力しやすいような参加型の具体的な施策があると良い。
- ・例えば、食品表示ウオッチャーを小中学生も対象にしたり、食の安全情報通信員が県が発行する情報誌を配布しながらロコミで情報を伝えるなど、子どもも含め、子どもをもったお母さん方にゲーム感覚で参加できるようなものを取り入れると良いのではないか。

○米井委員

- ・消費者に条例をわかっていただくためには、条例の趣旨を Q&A としてわかりやすく解説していただくと良いと思う。

○北村部会長

- ・情報提供のあり方については、この部会だけで結論が出るものではないので、引き続き検討していくことが必要。

《骨格（素案）について（資料1）》

◇意見等（全体のバランスについて）

○文入委員

- ・学校給食について、「安全・安心な食品の供給の促進」の中に入れられないか。

○北村部会長

- ・学校給食については、食育の中に入れることを検討中であるが、現在、県で食育の計画を策定中であり、まだ方向性がはっきりしていないと聞いている。
- ・GM についても、部会が立ち上がり、現在検討中とのこと。

⇒骨格について、出席委員了承。

《基本方針（素案）について》

◇資料2に基づき、事務局から説明。

◇意見等

○鶴澤委員

- ・4 ページ(2)①に HACCP についての記載があるが、農業生産現場では、GAP の取組み

も求められている。ここの HACCP は、GAP も含めた総称と考えて良いのか。

—— (A)

・5 ページ(1)①の「…農薬適正使用指導の推進」は、「…農薬適正使用の推進」または「…農薬適正使用指導の強化」ではないか。 —— (B)

・5 ページ(1)③について、法の基準を満たしていれば、GM 作物の栽培自体については問題としないが、栽培後の交雑防止については指導するという事か。県としてどのような整理をしているのか聞きたい。 —— (C)

・6 ページ 3(2)の相談窓口について、どこに何があるのか、具体的なイメージがわからない。 —— (D)

・7 ページ(4)について、記載内容は、安全・安心としての食育となっているが、食育はかなり幅広いものであり、中身を検討した方が良いのではないか。 —— (E)

○文入委員

・3 ページの 3 の消費者の役割に「…家庭における…」とあるが、入れておいた方が良いのか。家庭でなくても消費者が購入することはある。 —— (F)

〈意見 (F) について〉

○米井委員

- ・家庭で調理する他、現在は外食、中食もある。
- ・消費者は、家庭内だけでなく、外食等にも関心を持って知識を習得しなくては行けないのではないか。

○北村部会長

- ・「家庭における」は削除しても良いと思われる。

〈意見 (A) について〉

○北村部会長

- ・4 ページ(2)の HACCP は、製造・加工における HACCP ということなので、(1)に GAP 的な表現を入れたほうが良いのではないか。

○米井委員

- ・HACCP については、全ての営業施設に取り入れるのは不可能なことなので、HACCP の考え方を導入するように指導している。
- ・GAP についても、管理ポイント、要点を取り入れて、とっつきやすいところから取り入れるのが研究課題ではないか。

○事務局

- ・農林水産部では、GAP の普及・啓発をしているところである。

○北村部会長

- ・(1)の中に、生産サイドにおける考え方として、GAP の考え方を入れることとする。

○鶴澤委員

- ・認証を取るのは大変だが、考え方を取り入れていくという表現なら良いのではないか。

〈意見（B）について〉

○事務局

- ・表現については、事務局で検討・整理したい。

〈意見（C）について〉

○事務局

- ・現在、県で、ガイドラインの検討をしているところであり、ガイドラインによって表現は変わる可能性がある。現在のところ、千葉県では栽培実績はない。

〈意見（D）について〉

○丸山委員

- ・食品に関する相談窓口は、現在 5～6 か所あるが、何らかの形で一本化できないか。

○文入委員

- ・検査してほしい食品があつて、消費者センターなどに相談しても、現実には、県の予算体制に沿ったものしかできなく、すべては受け入れられない。
- ・相談窓口には検査は含まれないのか。（⇒事務局：含まれない。）

○鶴澤委員

- ・そもそもどこに相談窓口があるのかわからない。

○北村部会長

- ・情報提供のあり方の問題になるのではないか。
- ・速やかに対応する以前の問題として、消費者が相談しやすい環境を作る必要がある。

〈意見（E）について〉

○文入委員

- ・農業を大切にするということを食育の中に盛り込んでほしい。

○事務局

- ・現在、食育基本計画を策定中である。
- ・基本計画全部を入れるわけにはいかないので、条例の趣旨に合う部分を入れていきたい。

○鶴澤委員

- ・「食の安全を考えた行動ができる人を育てる食育」というのは、食育という意味からして狭すぎるのではないか。

○米井委員

- ・条例の目的である「県民の健康の保護」を何らかの形で入れてほしい。

○北村部会長

- ・基本計画の中で食の安全とのつながりができたら、もう一度考えていきたい。
- ・食育の推進の中での食の安全を広めていきたいといった表現の方が良いのではないか。

〈評価について〉

○丸山委員

- ・政策評価は、県政全般の中での重点施策についてであり、条例に基づく方針の評価とはレベルが違うのではないか。
- ・県民の立場からみて、方針の方向に進んでいることを担保する、マネジメントサイクルが必要だろうと思う。
- ・9ページの2に、方針の進行状況について、年に1回は協議会に報告し、意見をいただくといった一文を入れていただきたい。

○事務局

- ・基本方針は、5年スパンを考えているが、食育の計画、GMのガイドラインの進捗等によって、変えていかなければならない。その際は、協議会で検討していただく。
- ・進捗状況等についても、協議会に報告していきたい。
- ・その中で、リスクコミュニケーションを一つの大きなテーマとして考えていただきたい。

○丸山委員

- ・その辺りは文章としていただくと良い。
- ・関連するそれぞれの課の事業報告を総合して、方針に沿った形で報告することが必要ではないか。それを協議会に毎年報告していくという形が良いと思うので、検討していただきたい。

〈全体について〉

○北村部会長

- ・リスクコミュニケーションは、条例、基本方針の目玉となっている。

○各委員に全体についての意見を求め、全委員概ね了承。

(2) その他

○今後の進め方について

- ・本日の議論を踏まえて、修正したものを正副部会長で確認
 - ⇒各委員に送り、意見等いただく
 - ⇒正副部会長でとりまとめ、協議会に報告
 - ⇒パブリックコメント
 - ⇒食の安全・安心対策会議で検討
- ・第2回協議会は、12月22日（金）開催予定。

以上